

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得・標準契約条項等」を承知のうえ参加すること。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 入札に付する事項 | 「食器洗浄及び清掃作業等」 |
| 2 入札方式 | 一般競争入札 |
| 3 入札日時 | 令和 8 年 2 月 27 日(金) 14時00分
※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。
(郵送後、会計隊へ連絡すること。)
※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。 |
| 4 入札場所 | 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室 |
| 5 契約方法 | 単価契約(総額決定) |
| 6 契約条項を示す場所 | 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室 |
| 7 参加条件 | (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
(2) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合はこの限りではない。
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者 |
| 8 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 9 保証金等 | (1) 入札保証金: 免除
(2) 契約保証金: 免除 |
| 10 入札の無効 | (1) 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに時給単価資料を事前に提出する。入札前までに時給単価資料の提出がない又は最低賃金を下回っている場合は入札を無効とする。 |
| 11 契約書等の作成 | 有 |
| 12 適用する契約条項 | 航空自衛隊標準契約条項 食器洗浄作業等部外委託契約条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外) |
| 13 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日(水)~令和 9 年 3 月 31 日(水) |
| 14 履行場所 | 航空自衛隊襟裳分屯基地(北海道幌泉郡えりも町字えりも岬407番地) |
| 15 説明会 | 無 |
| 16 落札決定方式 | 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。 |
| 17 その他 | (1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに競争参加資格(写)を下記照会先へ提出すること(FAX可)。ただし、当該年度に有効な競争参加資格通知書(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)
(3) 本入札に関する内訳書等については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。
(4) 郵便入札の場合は、時給単価資料及び入札書を各々封筒に入れて封かんし、さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんすることを可とする。その際、入札書を入れた封筒へは「入札書在中」と記入する。
(5) 最低賃金の著しい上昇により、契約不履行となるおそれがあると契約担当官が判断した場合には、状況を確認した上で契約金額の変更又は再度契約相手の選定を実施する場合がある。 |
| 18 照会先 | 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
千歳基地HP: http://www.mod.go.jp/asdf/chitose/procurement.html
TEL: 0123-23-3101(内2753)
FAX: 0123-23-3382(直通)
担当: 小島 |

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業等	36LPS-Y-00066-2	
		承認	令和7年1月29日
		作成	令和7年1月24日
		改正	令和8年1月26日
			令和8年2月10日
		作成部隊等名	第36警戒隊
ホームページ	掲載	不掲載	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊襟裳分屯基地食堂（別図第1）及び食器洗浄場（別図第2）において実施する食器洗浄及び清掃作業等について適用する。

1.2 用語の定義

- (1) 契約担当官 食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者。
- (2) 検査官 契約担当官の任命を受けて、契約担当官補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者。
- (3) 契約相手方 食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者。
- (4) 現場責任者 作業現場における一切の責任を有し、作業従事者等の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者。
- (5) 作業従事者 この役務に直接従事する者。なお、現場責任者を兼ねることは可能とする。
- (6) 食堂 襟裳分屯基地食堂のことをいう。
- (7) 休養日等 土曜日、日曜日、祝祭日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）、12月29日から12月31日、1月2日から1月3日の間及び官側が指定する日とする。
- (8) 平日 平日とは前号に該当する日以外の日をいう。
- (9) 食器類 飯椀、汁椀、洋皿、菜皿、カレー皿、小鉢、湯呑、お盆、小皿及びどんぶりをいう。
- (10) 箸類 箸、レンゲ、スプーン及びフォークをいう。
- (11) 配食缶類 おひつ（しゃもじを含む）、汁バツカン（レードルを含む）、バット（トングを含む）をいう。
- (12) 卓上備付品等 醤油、一味唐辛子、塩、胡椒、つまようじ、ペーパータオルをいう。

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器類・食堂の清掃及びこれらに付随する作業である。

基地において、洗浄する食器類、配食缶類の標準的な種類及び数量は第6項第1号のとおりである。災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、契約相手方は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業等
2	<p>2 役務に関する要求</p> <p>2. 1 作業の条件</p> <p>2. 1. 1 契約相手方の作業条件は次による。</p> <p>(1) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数に応じ、別紙第1「襟裳分屯基地における食数予定及び作業に必要な従事者数（基準）」に基づき、作業従事者等を配置するものとする。</p> <p>(2) 作業従事者等については、身元保証が確実なことを確認したうえで配置するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。</p> <p>(3) 契約相手方の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は、業務の契約期間中不足がないよう準備するものとする。</p> <p>ア 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品</p> <p>イ 保健衛生用消耗品</p> <p>ウ その他、官側の準備するもの以外全て。</p> <p>別紙第2「年間を通じて食器洗浄作業及び清掃作業において必要となる消耗品のリスト（基準）」によるもののほか、契約相手方は、業務に必要と認める消耗品等を準備する。</p> <p>(4) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。</p> <p>ア 安全に万全を期す。</p> <p>イ 作業従事者等自らが機材などを使用して負傷した場合は、契約相手方の責任と費用負担において処置をするものとする。</p> <p>ウ 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。</p> <p>なお、施設及び器材などの維持、修理は、官側の負担とする。</p> <p>(5) 本役務の実施に伴い、故意または過失によって施設又は機材などに損害を与えた場合は、速やかに検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復帰するものとする。</p> <p>(6) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。</p> <p>2. 1. 2 作業従事者等の服務</p> <p>作業従事者等の襟裳分屯基地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。</p> <p>2. 1. 3 作業従事者等の作業条件</p> <p>作業従事者等の作業条件は、次による。</p> <p>(1) 成年被後見人または被補佐人で無い者。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでで無い者。</p> <p>(3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年以上を経過している者。</p> <p>(4) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した事が無い者。</p> <p>(5) 現場責任者及び作業従事者等は勤務時間中、所在を明確にする。</p> <p>2. 2 作業の種類</p> <p>(1) 食器類、箸類及び配食缶類の洗浄及び運搬格納</p> <p>(2) 食堂及び食器洗浄場の清掃</p> <p>(3) 残飯及びごみ等の集積</p> <p>2. 3 作業の内容</p> <p>(1) 喫食に使用した食器類を下洗いした後、食器洗浄機で洗浄（お盆を除く）するものとし、箸類は洗剤を使用し、手作業で洗浄を行い、それぞれ食器消毒保管庫に運搬格納するものとする。</p> <p>ただし、お盆については汚れが酷い場合のみ食器洗浄機で洗浄するものとする。</p> <p>(2) 配食に使用した配食缶類は洗剤を使用して洗浄し、当初の場所に運搬格納するものとする。</p> <p>(3) 喫食終了後、卓上備付品等を整理整頓及び補充し卓上、アクリルパーテーション及び椅子を濡れ布巾等を用い清掃するものとする。</p> <p>(4) 喫食終了後、食堂の床をほうき及びモップ等で清掃するものとし、汚れがひどい箇所については洗浄剤を使用し清掃作業を実施する。</p>

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業等
--------	-------------

- (5) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材は、洗浄及び手入れを実施するものとする。
- (6) 第2項第3号(1)～(5)までの作業終了後、食器洗浄場の床(排水溝を含む)をブラシで洗浄するものとする。
- (7) 手洗い場の手洗い石鹸(官側が準備したもの)の補充及び清掃を実施するものとする。
- (8) その他の作業に関する事項は官側と協議する。

3 健康管理

- (1) 本作業に従事する作業従事者については、次の検査を受けたものとし、異常が認められた者は本作業に従事しないものとする。また次の検査にかかる費用は契約相手方の負担とする。
 - ア 月1回以上、腸管出血性大腸菌(O-157、O-26)及び腸内細菌(赤痢、サルモネラ、腸チフス、パラチフス)の検査
 - イ 10月から3月の期間については月1回以上のノロウイルス迅速検査「イムノクロマト法」による検査

- (2) 前号の検査結果については、検査実施機関が発行した書面を官側に提出するものとする。

4 衛生管理

- (1) 就業前には、手洗い及びアルコール消毒を確実に実施するものとする。
- (2) 就業中は、衛生的な衣服等(炊事服上下、作業帽または三角巾、炊事長靴)を着用するものとする。
- (3) 厨房内の履物は区別するものとする。
- (4) その他、就業中に疑義が生じた場合は、官側に速やかに申し出るものとする。

5 作業場所

別図第1「襟裳分屯基地食堂」、別図第2「食器洗浄場」のとおり

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業等
--------	-------------

6 作業量

(1) 洗浄する食器・配食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

		【繁忙期・閑散期・ <u>通常期</u> 】※該当期を○で囲む					
作業区分		1日当たりの平均予定数量					
		平日			休養日等		
食器類	飯 わん	34	62	46	28	33	33
	汁 わん	34	62	46	28	33	33
	菜皿又は洋皿	34	62	46	28	33	33
	小 皿	34	62	46	28	33	33
	小 鉢	34	62	46	28	33	33
	湯 の み	34	62	46	28	33	33
	盆	34	62	46	28	33	33
	はし類	34	62	46	28	33	33
配食缶類	食缶（飯用）	1	2	1	1	2	1
	食缶（汁用）	2	5	2	1	3	1
	食缶（菜用）	6	6	6	4	5	4

(2) 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表2を基準とする。

表2

区 分		面 積 等	
		平 日	休 養 日 等
食堂	面積	173.79m ²	100.23m ²
	食卓	17卓	9卓
	椅子	96脚	48脚
食器洗浄場		39.85m ²	39.85m ²

(3) 予定作業量（基準）は別表のとおり。

7 作業時間

作業区分	開始時刻	終了時刻
朝食作業	08時15分	10時45分
昼食作業	11時00分	13時00分
夕食作業	14時30分	18時00分

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業等
--------	-------------

8 作業の実施及び検査

(1) 各食の作業が終了した時は、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	別紙第1に基づき業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。 業務に必要な保健衛生用消耗品の準備状況、作業従事者等の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝・昼・夕各食の食器洗浄作業時	食器、配食缶等の洗浄状況	官側の指示した要領に基づき、食器、配食缶等の洗浄・手入れを行ったか。 指示した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝・昼・夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指示した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
その日の作業終了時	清掃器材・用具等の洗浄状況等	官側の指示した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。 器具等の員数は不足していなかったか。

(2) 検査に合格しない時は、遅延なくこれを補完し再検査を受けるものとする。

(3) 食器洗浄等作業検査表の例については別紙第3のとおり。

(4) 検査書の例については別紙第4のとおり。

品名又は件名	食器洗浄及び清掃作業等
--------	-------------

9 提出書類

(1) 契約相手方が、官側に提出する書類は、次のとおりとする。

提出書類名	提出頻度	提出時期	備考
作業従事者等一覧	年 1 回	契約完了後速やかに	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者等菌検索結果	月 1 回以上	毎月 25 日まで (ただし、受託年度 4 月分は契約完了後速やかに)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌検査を含めること。 2 10 月から 3 月にはノロウイルスの検査を含めること。 3 菌検索実施機関発行の結果を提出する。 4 作業従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者等勤務割振表 (勤務予定表)	月 1 回	翌月分を前月 25 日まで	1 契約年度 4 月分は契約完了後速やかに提出すること。 2 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月 1 回	当月分を翌月の 10 日まで	
作業従事者等勤務実績表	月 1 回	前月分までを毎月 5 日まで	1 作業従事者等勤務実績表の様式については、別紙第 5 を基準とする。 2 契約年度 3 月分は最終作業完了後、同日中に速やかに官側に提出する。

※ 1 基地の特性に応じて設定する。

※ 2 提出時期に間に合わないことが予想された場合、契約相手方は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする

(2) 作業完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に別紙第 6 により行うものとする。

(3) 仕様書に関する事項

契約相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は契約担当官と協議するものとする。

【通常期・繁忙期・閑散期】 4月～12月

襟裳分屯基地における食数予定及び作業に必要な従事者数（基準）

区分	食数			作業員		
	最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食) A	作業人員 ※現場責任者を含 む。 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	
平日	朝	62	15	34	2	2.6
	昼	86	22	62	2	3.1
	夕	66	22	46	2	2.6
	計	214	27	190	6	8.3
休日	朝	35	13	28	1	2.8
	昼	51	16	33	1	3.6
	夕	39	17	33	1	2.8
	計	125	46	94	3	9.2

「年間を通じて食器洗浄作業及び清掃作業において必要となる消耗品のリスト(基準)」

No	使用区分	品名	備考
1	作業従事者等個人用	マスク	役務仕様書
2	作業従事者等個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン ・履物等（白色を基準）
3	作業従事者等個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者等個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、 弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄器用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃 用	消毒用アルコール	洗浄後消毒、食卓・卓上品・ 椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル、布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	

食器洗淨等作業検査表

年 月 日 ()

No.	検査項目		検査結果					
			朝		昼		夕	
1	作業開始時の実施態勢	作業に必要な作業従事者は確保されているか。	良	否	良	否	良	否
2	衛生管理	作業従事者の健康状態	良	否	良	否	良	否
		作業従事者の個人用被服及び身だしなみは清潔か。	良	否	良	否	良	否
		業務に必要な保健衛生用消耗品の準備状況	良	否	良	否	良	否
3	食器洗淨作業	食器、配食缶等は官側の指示した要領に従って洗淨されているか。	良	否	良	否	良	否
		洗淨した食器、配食缶等に汚れはないか。	良	否	良	否	良	否
		指定した数量の食器、配食缶等を時間内に洗淨したか。	良	否	良	否	良	否
		洗淨後の食器は所定の場所に収納されているか。	良	否	良	否	良	否
4	清掃状況	洗淨室は清掃、整頓がなされているか。	良	否	良	否	良	否
		喫食時間終了後の食堂の清掃状況及びテーブル、椅子等の整頓及び清掃状況	良	否	良	否	良	否
		卓上品の整頓状況	良	否	良	否	良	否
5	清掃器具・用具等の洗淨状況等	作業終了後の清掃器具・用具等の整頓状況	良	否	良	否	良	否
		清掃器具・用具等は不足していないか。	良	否	良	否	良	否

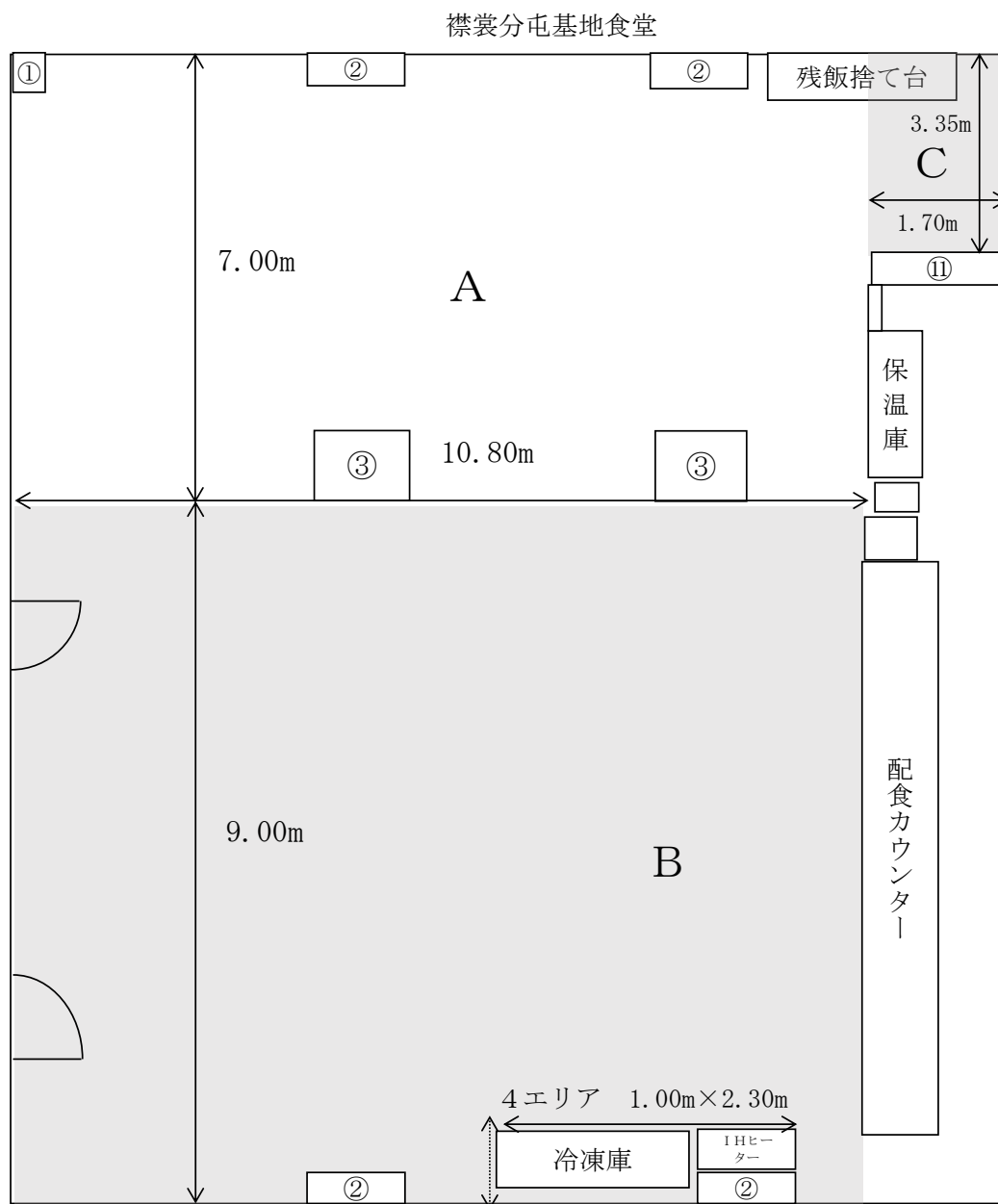
検 査 書

月

日付	朝 食		昼 食		夕 食	
	合 否		合 否		合 否	
1	合 否		合 否		合 否	
2	合 否		合 否		合 否	
3	合 否		合 否		合 否	
4	合 否		合 否		合 否	
5	合 否		合 否		合 否	
6	合 否		合 否		合 否	
7	合 否		合 否		合 否	
8	合 否		合 否		合 否	
9	合 否		合 否		合 否	
10	合 否		合 否		合 否	
11	合 否		合 否		合 否	
12	合 否		合 否		合 否	
13	合 否		合 否		合 否	
14	合 否		合 否		合 否	
15	合 否		合 否		合 否	
16	合 否		合 否		合 否	

日付	朝 食		昼 食		夕 食	
	合 否		合 否		合 否	
17	合 否		合 否		合 否	
18	合 否		合 否		合 否	
19	合 否		合 否		合 否	
20	合 否		合 否		合 否	
21	合 否		合 否		合 否	
22	合 否		合 否		合 否	
23	合 否		合 否		合 否	
24	合 否		合 否		合 否	
25	合 否		合 否		合 否	
26	合 否		合 否		合 否	
27	合 否		合 否		合 否	
28	合 否		合 否		合 否	
29	合 否		合 否		合 否	
30	合 否		合 否		合 否	
31	合 否		合 否		合 否	

作業完了届			
品名 (件名)	規格	単位	作業量
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 朝食作業 (平日)	回	
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 昼食作業 (平日)	回	
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 夕食作業 (平日)	回	
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 朝食作業 (休養日等)	回	
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 昼食作業 (休養日等)	回	
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 夕食作業 (休養日等)	回	
履行場所	航空自衛隊襟裳分屯基地		
契約年月日	令和 年 月 日		
履行期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
完了年月日	令和 年 月 日		
<p>上記について、仕様書のとおり作業完了したことを届け出ます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>第 3 6 警戒隊長 殿</p> <p style="text-align: right;">契約業者 住所 会社名 代表取締役</p>			



清掃面積

平日：173.79㎡【A+B+C - (① + (②×3) + (③×2) + ④)】

休養日等：100.23㎡【B+C - (②+④)】

食堂等面積

A 平日喫食場所：75.60㎡【10.80m×7.00m】

B 平日及び休養日等喫食場所：97.20㎡【10.80m×9.00m】

C 下膳場所：5.69㎡【3.35m×1.70m】

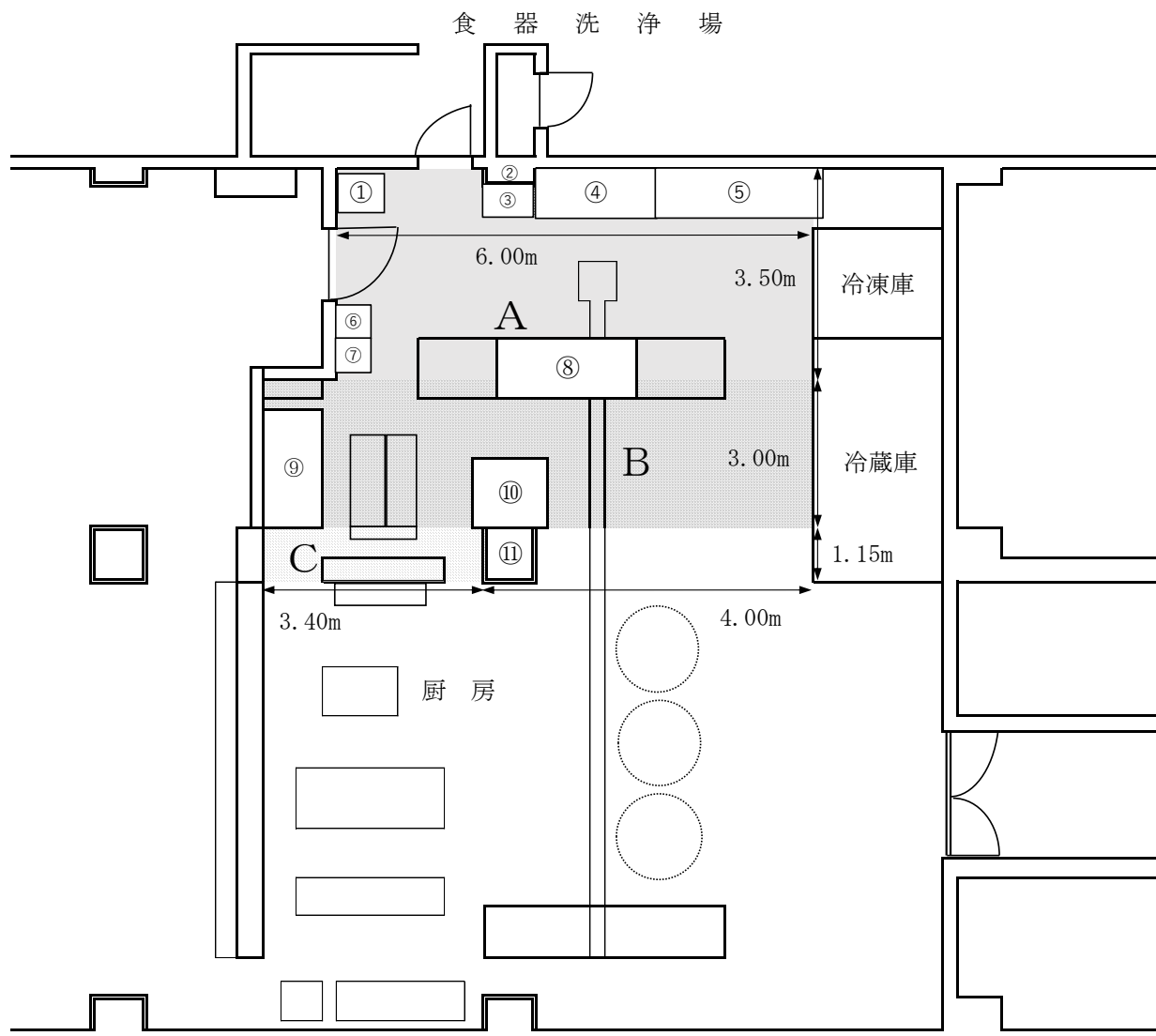
清掃除外面積

①柱：0.14㎡ = 【0.26m×0.55m = 0.14㎡】

②柱：0.36㎡ = 【0.4m×0.9m】

③柱：0.59㎡ = 【0.81m×0.73m】

④エリア：2.3㎡ = 【1m×2.3m】



清掃面積

39.85㎡

【A+B+C - (①~⑩の合計)】

食器洗浄場面積

A 21.00㎡【6.00m×3.50m】

B 22.20㎡【(3.40m+4.00m)×3.00m】

C 3.91㎡【3.40m×1.15m】

清掃除外面積

① 0.26㎡【0.53m×0.50m】

②~⑤の合計 3.20㎡【4.00m×0.80m】

⑥+⑦ 0.50㎡【1.00m×0.50m】

⑧ 0.91㎡【1.30m×0.70m】

⑨ 1.44㎡【1.80m×0.80m】

⑩ 0.95㎡【0.95m×1.00m】

入札書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

(住所)

(会社名)

(代表者氏名)

(担当者)

(電話番号)

品名	規格	単位	予定数量	単価	金額
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 朝食作業(平日)	回	236		
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 昼食作業(平日)	回	230		
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 夕食作業(平日)	回	186		
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 朝食作業(休日)	回	67		
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 昼食作業(休日)	回	127		
食器洗浄及び清掃作業等	仕様書のとおり 夕食作業(休日)	回	127		
	以下余白				
総額 ￥					
申込者の条件	履行期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日 履行場所:航空自衛隊襟裳分屯基地				

◎入札者は一旦提出した入札書の引替、変更または取消をなすことが出来ない。(会計法第29条の5②)

「記載注意」

1. 不要の字句は適宜抹消して使用すること。
2. 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
3. 2葉以上使用するときは総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名: 食器洗淨及び清掃作業等

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代理人)